

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長予定者と今後の取組

1 理事長予定者について

- (氏名) 稲永 忍(いななが しのぶ)氏
(現 独立行政法人国際農林水産業研究センター 理事長)
- (生年月日) 昭和22年9月2日生まれ(59歳)
- (最終学歴) 東京大学大学院農学系研究科 農業生物学専攻博士課程修了(昭和53年)
- (主な経歴) 昭和62年 2月 東京大学農学部 助教授
平成 2年 12月 鳥取大学乾燥地研究センター 助教授
4年 4月 同 教授
8年 4月 同 センター長
17年 4月 独立行政法人国際農林水産業研究センター 理事長

文部科学省 21世紀 COE プログラム「乾燥地科学プログラム」研究教育拠点
リーダー(平成14年採択)
スーダン農業研究法人 特別全権フェロー(平成11年称号受賞)

(現在就任している主な公職)

環境省 地球環境等企画委員会研究分科会委員 等

2 法人化に向けた今後の検討スケジュール(予定)

県と理事長予定者による検討	評価委員会
～平成18年度～	
・中期目標素案等の策定 [12月下旬]	第1回委員会開催(12/20)
・中期目標最終案、中期計画・組織体制・業務方法書素案の策定 [1月下旬]	第2回委員会開催(1月下旬)
・法人設立認可申請(県 総務省) [2月下旬]	
・組織体制・業務方法書・組織運営規程最終案等の策定 [3月上旬]	第3回委員会開催(3月中旬)
・法人設立認可(総務省 県) [3月下旬]	
・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター設立 [4月1日]	
～平成19年度～	
・中期計画最終案策定 [6月上旬]	第1回委員会開催(6月中旬) (以下適宜開催)

12月中に理事長予定者とセンター職員による意見交換会を行う予定。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要

1 設置根拠

「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）」第 11 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の附属機関として設置

評価委員会の組織及び委員など必要事項は「鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成 18 年鳥取県条例第 61 号。以下「条例」という）」で規定

2 委員会の概要（条例に規定）

(1) 組織

（委員数）・ 5 名以内（地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命）

・ 特別の事項を調査審議させるため、別途臨時委員を置くことができる

（委員任期） 2 年（再任可）

（委員長） 委員の互選により選出

(2) 議事

委員長が招集

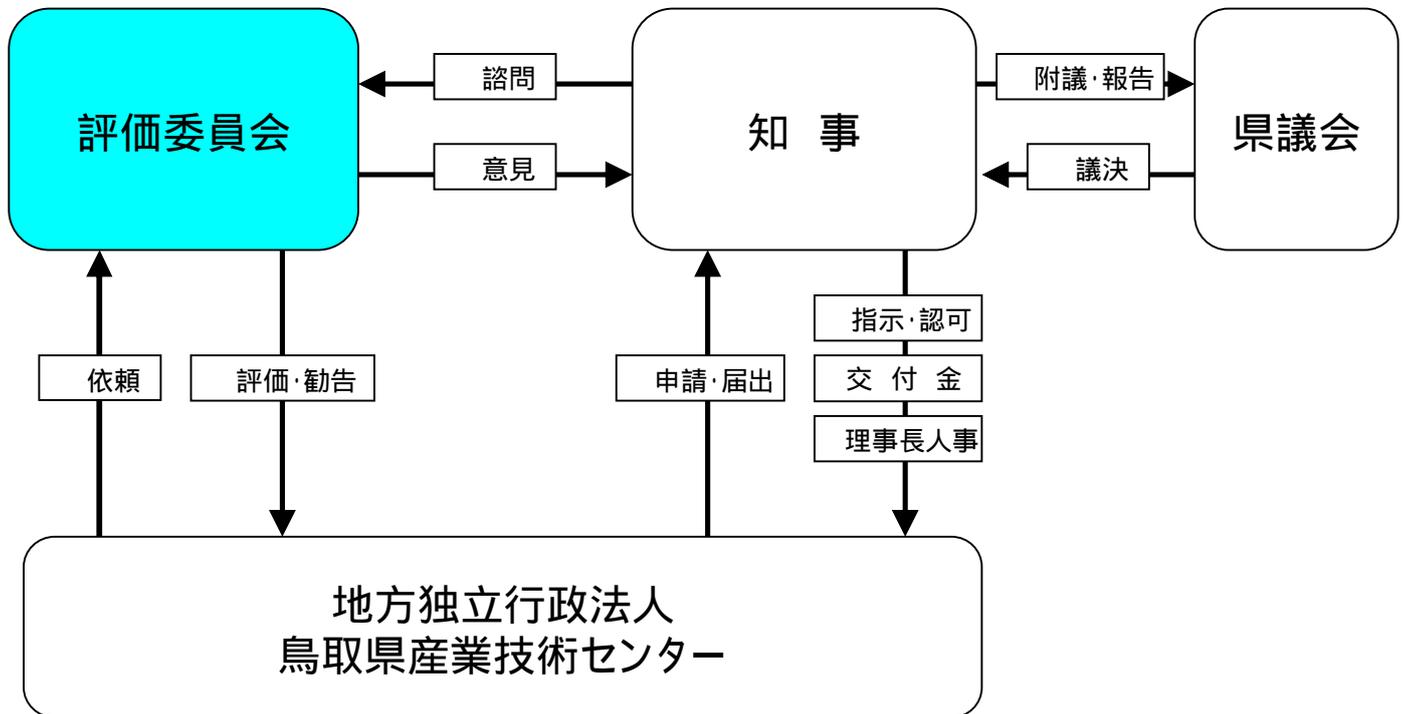
開会には過半数の委員の出席が必要

出席委員の過半数で議決

3 主な権限

項目	内容
法人運営の目標及び計画に対する意見 事前チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事による中期目標の作成・変更の際の意見 ・ 法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見
法人運営結果の評価と意見 事後チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価 ・ 業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・ 中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を知事が検討する際の意見等
法人運営規程に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見

(参考) 評価委員会と他機関との関わり



項目	主な行為
諮問	・「中期目標案」、「中期計画案」、「業務継続の必要性検討」等の諮問
意見	・「中期目標案」、「中期計画案」、「業務継続の必要性検討」等に対する意見
依頼	・「年度業績評価」、「中期目標に係る評価」の依頼
評価・勧告	・「年度業績評価」、「中期目標に係る評価」の実施、及び評価結果の通知 ・評価結果を踏まえた業務改善勧告
申請・届出	・「中期計画の作成・変更」、「業務方法書の作成・変更」、「重要な財産の処分」、「剰余金の充当」等の申請 ・「年度計画」、「役員報酬基準」等の届出
指示・認可	・中期目標の指示 ・「中期計画の作成・変更」、「業務方法書の作成・変更」、「重要な財産の処分」、「剰余金の充当」等の認可
交付金	・運営費交付金の交付
理事長人事	・理事長の任免
附議・報告	・「中期目標案」、「定款案」等の附議 ・「業務実績報告」、「年度業績評価結果」、「中期目標評価結果」等の報告
議決	・「中期目標案」、「定款案」等の附議

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会運営要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成 18 年鳥取県条例第 61 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 委員長は、条例第 6 条第 1 項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び附議事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第 3 条 委員会の会議は公開して行う、ただし、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない。

2 会議の公開に関する手続等については、審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成 12 年鳥取県告示第 218 号。以下「指針」という。）によるものとする。

（会議録）

第 4 条 委員会は、会議の議事について、その都度会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （ 1 ）会議の名称
- （ 2 ）開催の日時及び場所
- （ 3 ）出席者の氏名
- （ 4 ）会議の概要
- （ 5 ）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 第 1 項の会議録及び会議で使用した資料は、指針の規定により公開するものとする。

（臨時委員）

第 5 条 委員長は、条例第 5 条第 1 項の規定により臨時委員を置く必要があると認める場合は、委員会に諮った上で、知事にその旨申し出ることができる。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

地方独行政法人化に向けたこれまでの検討経過

時 期	検討概要
平成17年12月	11月定例議会代表質問において、知事が「センターの独法化は一つの選択肢」と答弁 独法化の内部検討を始めるため、すでに独法化を決定している岩手県の実況を視察
平成18年 1月	公認会計士を招き、公設試の独法化に関する勉強会を開催 (農林水産部、生活環境部からも参加)
平成18年 2月	独法制度導入の参考とするため、(独)消防研究所を視察
平成18年 4月	独法化検討推進のため、体制整備担当職員2名配置 センター内に独法化検討委員会設置 (4月～8月の間 合同会議4回、部門別ワーキング2回開催)
平成18年 5月 ～6月	県内1,066事業所にアンケート調査実施 (回答296社 回答率28%)
平成18年 5月 ～7月	センター職員による企業訪問、意見聴取実施(83事業所)
平成18年 6月	6月定例議会において、独法化準備予算を計上 (出資財産評価、財務会計システム指導 計4,729千円)
平成18年 9月	9月定例議会において、独法化準備予算の計上及び関連条例の可決 (電算システム整備、労安調査 計23,418千円)
平成18年10月	商工労働部長とセンター職員との意見交換会を実施 (10/23(鳥取)、10/25(米子、境港))
平成18年11月	11月定例県議会において、独法化準備予算の計上及び関連議案の可決 (備品処分、建物登記委託等 計3,200千円。定款制定及び承継(出資)財産の決定)
平成18年12月	商工労働部次長とセンター職員との個別面談を実施 (12/1、4(鳥取)、12/5(米子、境港)) 第一回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会開催 (12/20)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 役員（第7条 - 第10条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）
- 第4章 資本金等（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、鳥取県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、鳥取県鳥取市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、主たる事務所の適当な場所に備え置き、及びインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法その他適当な方法により行う。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は鳥取県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員の任期)

第10条 理事長の任期は、4年とする。

2 理事の任期は、4年とする。

3 監事の任期は、2年とする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援に関すること。

(2) 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用に関すること。

(3) 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。

(4) 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金の額は、鳥取県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として鳥取県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第14条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、鳥取県に帰属する。

第5章 雑則

(規程への委任)

第15条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第13条関係）

1 土地

名 称	所 在	地 積
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎敷地	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	20,074.79平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所敷地	米子市日下字堂平影1239番、字堂平日 南1247番、字坂前1477番1	55,193.11平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所敷地	境港市中野町字下荒蒔2032番3	2,111.59平方メ ートル
計		77,379.49平方メ ートル

2 建物

名 称	所 在	延床面積
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎エントランス棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	234.17平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎企画管理棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	2,062.62平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎研究棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	3,455.38平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎実験棟1	鳥取市若葉台南七丁目1番1	1,428.20平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎実験棟2	鳥取市若葉台南七丁目1番1	947.38平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎車庫棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	110.96平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎回廊	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	195.72平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎ガス保管庫・自転車小屋	鳥取市若葉台南七丁目1番1	32.36平方メー トル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎薬品庫	鳥取市若葉台南七丁目1番1	20.44平方メー トル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所本館	米子市日下字堂平日南1247番、字堂平 影1239番	11,313.21平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所機械室	米子市日下字坂前1477番1	140.00平方メー トル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所排水処理棟	米子市日下字堂平日南1247番	100.00平方メー トル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所本館	境港市中野町字下荒蒔2032番3、2032 番1	1,599.83平方メ ートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔2032番3、2032 番1	288.82平方メー トル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所車庫	境港市中野町字下荒蒔2032番1	36.58平方メー トル

鳥取県産業技術センター 食品開発研究所危険物倉庫	境港市中野町字下荒蒔2032番 1	11.72平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所自転車置場	境港市中野町字下荒蒔2032番 3	21.10平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所ポンプ室	境港市中野町字下荒蒔2032番 1	12.94平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所特殊ガスボンベ庫	境港市中野町字下荒蒔2032番 1	6.79平方メートル
計		22,018.22平方メートル

鳥取県産業技術センターの活動概況と今後の運営

平成18年12月20日



産業技術センター（鳥取庁舎）

鳥取県製造業におけるシェア（H16工業統計調査）

事業所数

第1位 食料品
231ヶ所(19.9%)

第2位 衣服
116ヶ所(10.0%)

第3位 電子・情報
110ヶ所(9.5%)
対前年 9.1%

第4位 電気機械
94ヶ所(8.1%)

第5位 一般機械
金属
77ヶ所(6.6%)

従業者数

第1位 電子・情報
9,739人(24.8%)
対前年 5.9%

第2位 食料品
7,916人(20.2%)

第3位 電気機械
4,151人(10.6%)

第4位 衣服
3,919人(10.0%)

第5位 一般機械
2,107人(5.4%)

製造品出荷額

第1位 電子・情報
4,466億円(40.2%)
対前年 2.1%

第2位 飲料・たばこ等
1,346億円(12.1%)

第3位 食料品
1,163億円(10.4%)

第4位 電気機械
1,058億円(9.5%)

第5位 パルプ・紙
881億円(7.9%)

付加価値額

第1位 電子・情報
1,520億円(44.3%)
対前年 +23.3%

第2位 食料品
386億円(11.2%)

第3位 電気機械
362億円(10.5%)

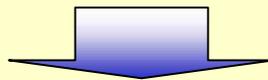
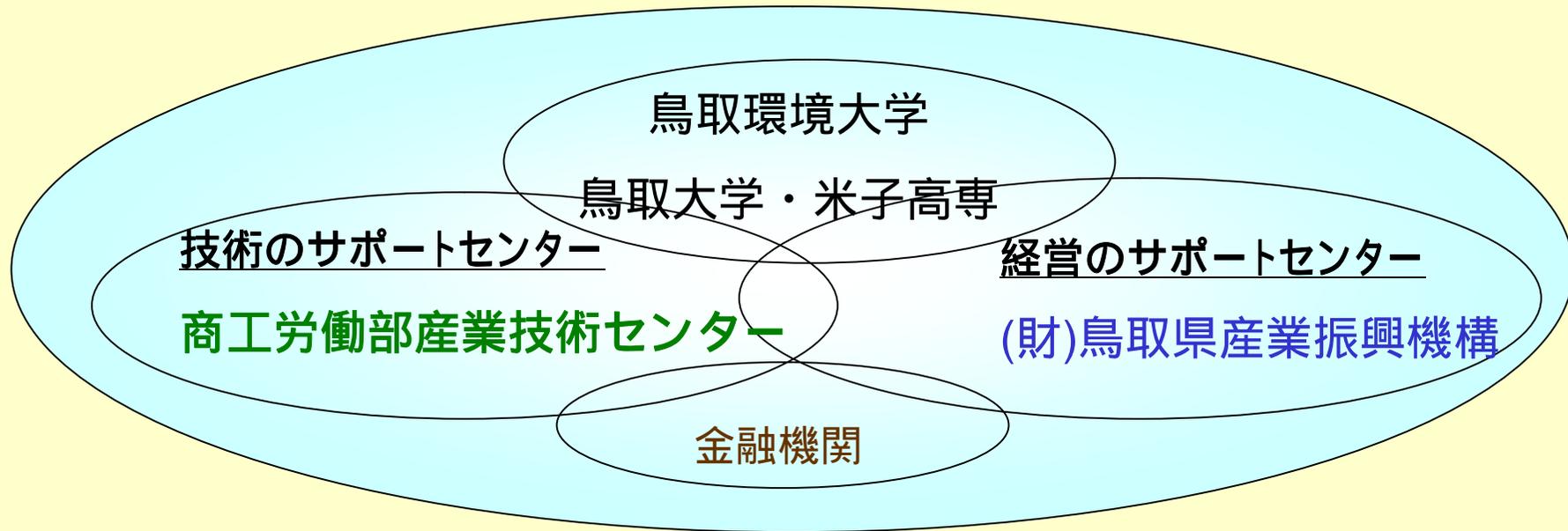
第4位 一般機械
168億円(4.9%)

第5位 パルプ・紙
132億円(3.9%)

事業所・従業者・製造品出荷額が対前年減少傾向であるが、付加価値額は増加

高付加価値型構造へ
ダイナミックに転換中!

鳥取県の戦略的な産業支援体制

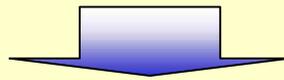


技術面と経営面の両面で企業のサポート体制を構築

県内企業

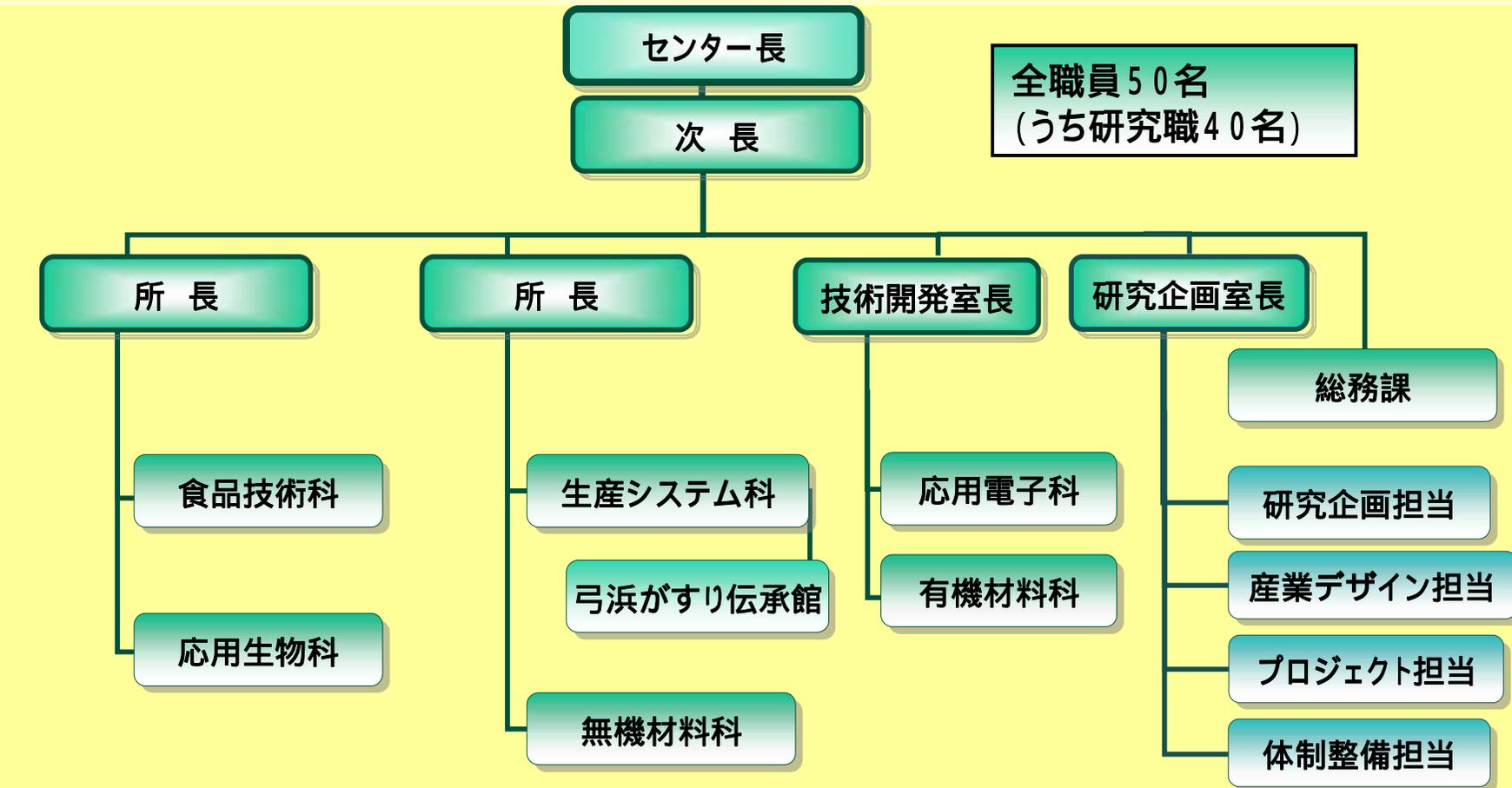
起業家

ベンチャー企業



新技術・新産業の創出

平成18年度 鳥取県産業技術センター組織体制 (平成18年4月)



全職員50名
(うち研究職40名)

食品開発研究所
(境港庁舎)

境港市中野町2032

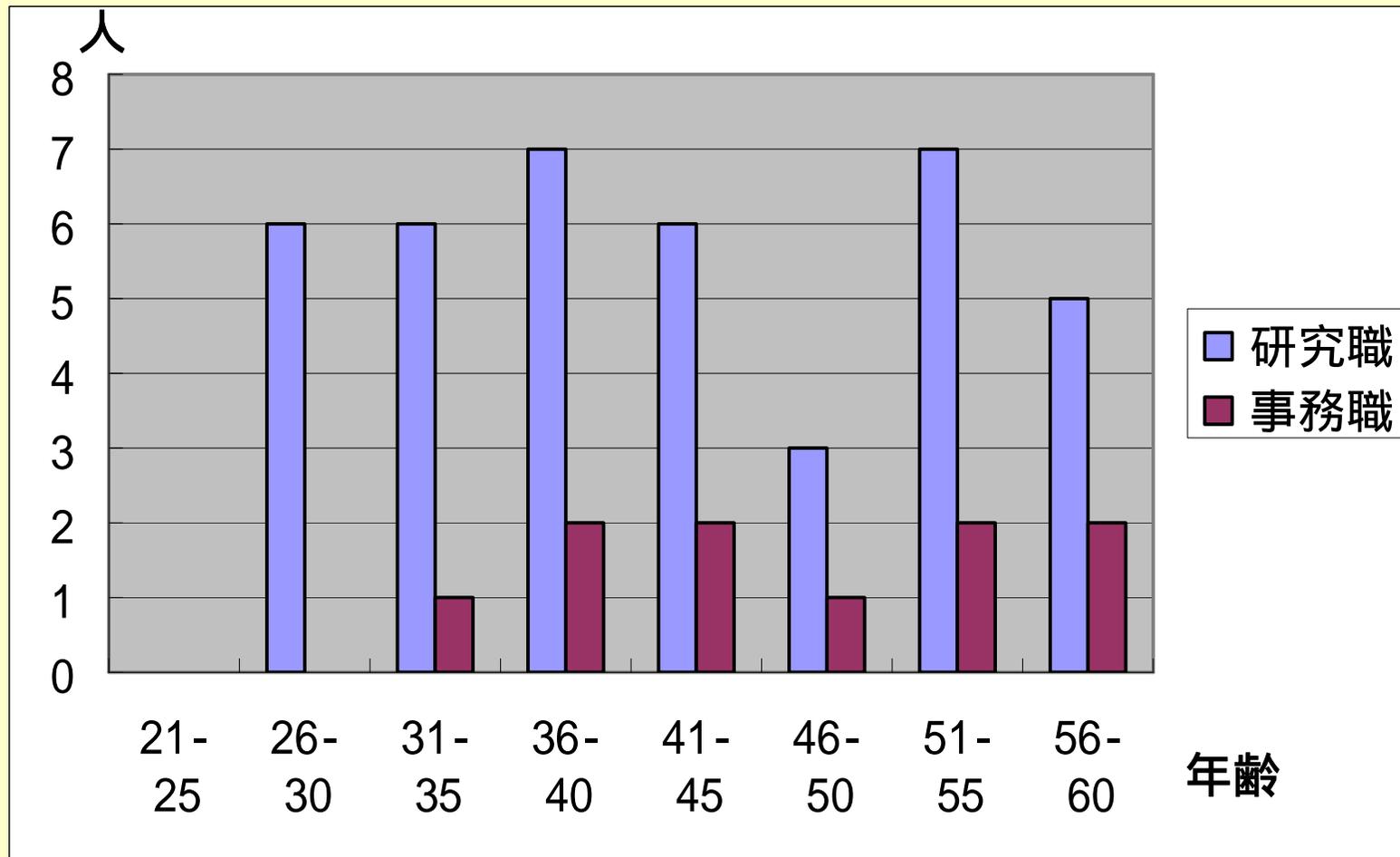
機械素材研究所
(米子庁舎)

米子市日下1239

産業技術センター
(鳥取庁舎)

鳥取市若葉台南7-1-1

鳥取県産業技術センター職員の年齢構成



産業技術センターの役割・機能

活動の柱

技術のサポートセンター → 自立型企業の育成推進

企業サポート

研究開発

・新技術・新材料の開発
・課題解決のための技術開発
・産業廃棄物のリサイクル技術開発

新製品・新技術開発による競争力強化

技術指導

製品化等の技術的な課題解決に向け、技術開発、新製品開発などの技術相談を実施

新製品開発、品質評価、クレーム対策など

試験分析

企業などからの依頼に応じて、製品や原材料の分析、測定、評価などの試験分析を実施

企業人材育成

企業が抱える技術的課題の解決、研究開発人材の養成、技術力・製品開発力の高度化

技術開発力の強化

起業化支援

起業化支援室の設置
(鳥取6室、米子20室、境港2室(H19.4新設予定))

起業・新事業進出

企業ニーズ

技術相談、技術指導、依頼試験

企業ニーズ……新商品開発、品質評価、電子機器の
製品評価、クレーム対策などが多数

	H15	H16	H17
技術相談・指導件数	9,161	8,316	8,064
依頼試験件数・機器使用時間	11,047	12,224	12,152
合計	20,208	20,545	20,216
研究員1人当たりの件数	632	642	613

予算・決算の概要

平成18年予算
(食品開発研究所増築込)

	H15	H16	H17	18
事業費決算 (人件費を除く)百万円	339	386	345	528 ₇

1 センターの特徴(他県工業系公設試との比較)

100事業所当たり技術相談件数

順位	県名	件数(件)
1	鳥取県	500.26
2	滋賀県	393.38
3	京都府	323.24
4	和歌山県	266.08
5	高知県	236.47
6	東京都	226.13
7	長野県	225.57
8	島根県	219.73
9	山梨県	214.92
10	山形県	214.24

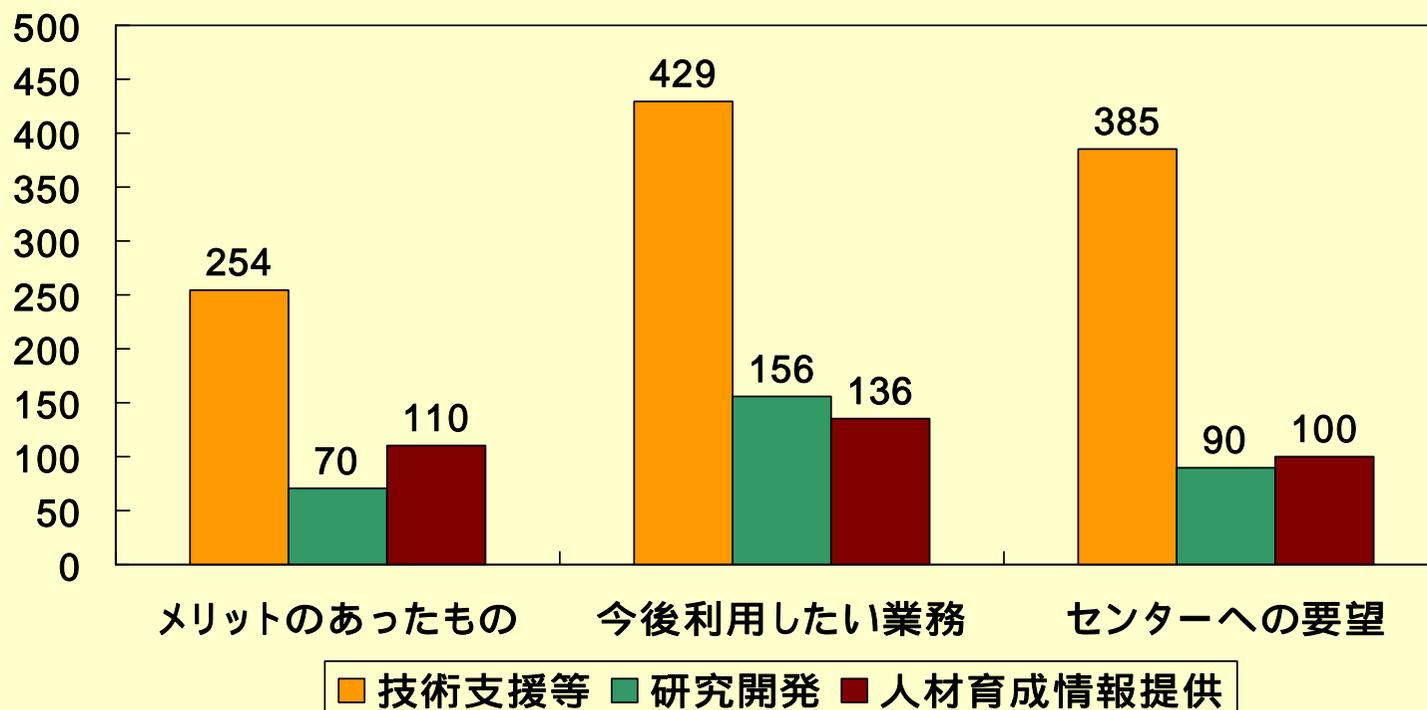
100事業所当たり現地指導件数

順位	県名	件数(件)
1	山梨県	111.71
2	鳥取県	44.90
3	大分県	25.12
4	群馬県	21.03
5	山形県	20.36
6	岩手県	14.32
7	島根県	12.45
8	埼玉県	10.97
9	香川県	9.77
10	和歌山県	9.54

出典：平成17年度公設試験研究機関現況(H18.1(財)日本産業技術振興協会)、平成16年工業統計表(H18.2経済産業省)

2 企業がセンターに望む姿

(平成18年5月鳥取県調査)

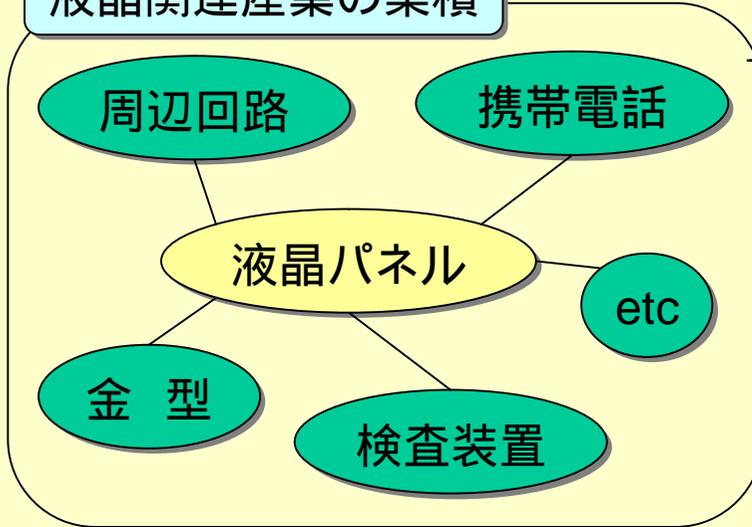


産業技術センターに対して、技術支援・依頼試験、研究開発、人材育成、情報提供の全ての分野において期待

特に、技術支援・機器利用に対する期待が大きい。

鳥取県液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業

液晶関連産業の集積



液晶関連産業・・・液晶パネルをはじめ、その応用製品や関連製品を開発・製造している産業として定義

厳しい国際競争

- ・スピード化による差別化
 - ・既存の集積の有効活用
- が必要

人材育成

液晶関連産業において

- ・全体を俯瞰できる人材の育成
- ・不良、故障の原因を特定できる人材の育成
- ・新技術、新製品を開発するための基礎知識の醸成

県内産業全体の底上げ

人材育成カリキュラムの特徴

- ・液晶ディスプレイ製造の全工程を学習
- ・コンピュータアニメーション等による視覚化
- ・偏光の原理、液晶セル作成などの実習教材など、実験・実習を中心とした動作原理等を体得できる教材を中心に開発



今後の予定

平成18年度

- ・教育用教材の作成

平成19年度

- ・実証講義の開催
(高等学校、高専など)
- ・教材のブラッシュアップ

企業人材育成

企業人材の養成(技術サポート事業)

自立型企業を目指した企業技術者、研究者の育成

H18 参加数 47社・61名

H17 " 54社・68名

講習会(H17年度)

- ・ユビキタス社会における電子利用技術【62名参加】
- ・WEEE&RoHSに係る蛍光エックス線分析装置の取り扱い説明会【26名】
- ・製紙技術講習会
- ・計測技術講習会(三次元測定技術の動向)【52名】
- ・表面処理技術講習会(六価クロムフリー、鉛フリー)【39名】
- ・冷凍技術研修【6名】
- ・機能的食品とアレルギー食品に関する講習会【65名】

研究開発の基本方針

地域の自立を目指した新産業、新事業の創出と雇用の拡大

新技術、新材料の開発

先進的な技術シーズ（特許等）の事業化

20テーマ

課題解決のための技術開発

より高度な加工技術・加工方法の開発

27テーマ

産業廃棄物のリサイクル技術の開発

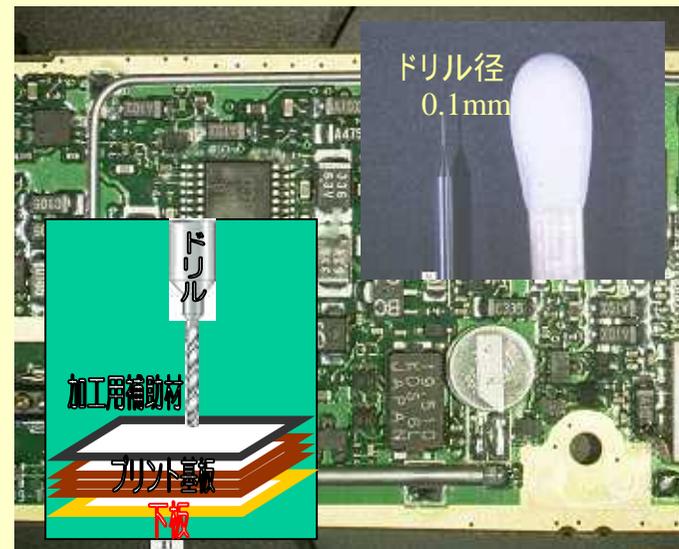
再資源化の技術開発

3テーマ

産学官共同研究の推進

- 1 電子産業クラスター（有機発光分野）創出事業（単県事業）
ナノ薄膜技術を応用した発光装置の開発
- 2 地域新生コンソーシアム研究開発事業（経済産業省 委託事業）
接合面・摺動面の表面制御による高性能難削材加工機械の研究開発
キトサン金属複合体を基材とした環境適合型総合防汚剤の開発
MEMS技術を用いたモバイル用超小型2軸ジャイロセンサの開発
- 3 都市エリア産学官連携促進事業（文部科学省 委託事業）
染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発
- 4 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（農林水産省 委託事業）
大型クラゲの新規食品素材化に関する研究

平成17年度実用化促進研究成果



「技術で創る地域と未来」冊子に

「ものづくり」思い凝縮

鳥取県産業技術センター（足森雅巳センター長）が本紙「ベンチャーとっとり」面に寄稿・連載した「技術で創る地域と未来」が冊子になった。鳥取のものづくりを支援・開発する思いを凝縮した一冊で、研究内容などを広く県民に知ってもらう取り組み。学校の授業などでも活用してもらう考えだ。

鳥取県産業技術センター

教育活用に期待

二〇〇四年六月からことし三月までの約二年間、同センター研究員ら

が出筆し、七十八回にわたり連載。技術開発や最新研究の生の現場を伝え、産学との連携を交えた、ものづくりの息吹・魅力を紹介した。

冊子では、有機材料や産業デザイン、食品技術など研究分野ごとに整理し、専門的な内容を、図

県産業技術センターが刊行した「技術で創る地域と未来」

解や写真を活用して分かりやすく掲載している。

足森センター長は「この本が今後の企業活動に少しでも役立てば」と願う一方、冊子を県内の学校や図書館に寄贈し、ものづくりの将来を担う若者らに関心を持ってもらえるよう期待している。A5判ソフトカバー、白黒一部カラー百八十二頁。千部発行。一般への配布は行わない予定。問い合わせは電話0857(38)6200、同センターへ。

本欄
連載

「技術で創る地域と未来」冊子に



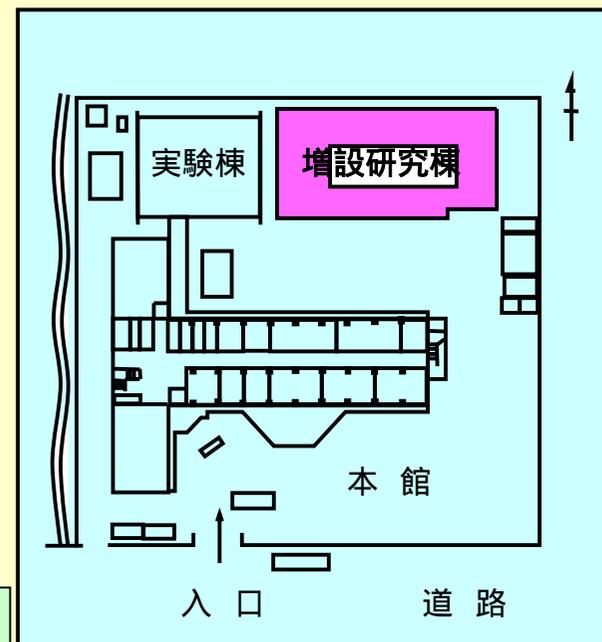
鳥取県産産業技術センター食品開発研究所 増設研究棟

1. 目的

現有施設の老朽化、狭隘化を解消し、氷温やキッチン・キット等の本県独自の固有技術を活かした新しい技術開発を支援するために研究棟を増設

2. 設研究棟の概要

- ・ 構造 : 鉄筋プレハブ造 平屋建
- ・ 延べ面積 : 494.11m²
- ・ 整備予算額 : 172,824千円(備品等を含む)



食品開発研究所レイアウト

部屋の機能

高品質加工支援室 (63m²)

無菌充填実験などの高品質加工食品試作試験をHACCPのもとで試験を実施

動物実験室 (63m²)

食品の健康機能性評価を動物実験により実施

畜水産物低温加工室 (22m²)

低温下で行う、魚介類や畜肉等の高鮮度、高品質加工食品の試作研究を実施

起業化支援室 (32m²×2室)

企業における新商品、新技術開発、起業化を支援

開所は平成19年
4月を予定

鳥取県産業技術センターが保有する特許の状況

保有する特許

6件、 出願中の特許

18件

(平成18年12月1日現在)

特許の名称	実施許諾先	活用製品	実施料(単位:円)					
			H13	H14	H15	H16	H17	H18
木質系材料のホルムアルデヒド類放散抑制方法	サンファイブ(株)	建築用合板のホルムアルデヒド抑制剤	0	0	0	1,544	0	0
非晶質の水溶性部分脱アセチル化キチンの製造方法	甲陽ケミカル(株)	化粧品原料	623	4,464	0	0	0	866
赤身魚落とし身の品質改良法	(株)ドリームシステムズ	開発中	-	0	0	0	0	0
	鳥取産業(株)	サバ押し寿司(治郎兵衛鮓)	-	1,919	-	-	-	-
遠隔教育コミュニケーションシステム	アカデミアシステムズ(株)	遠隔教育システム	-	-	-	-	9,450	44,100
コラーゲンペプチド	(有)カンダ技工	コラーゲン	-	-	-	-	-	37,415
印鑑	(株)永江印祥堂	印鑑	-	-	-	-	-	26,809
球形和紙	青谷和紙(株)	ランプシェード	-	-	-	-	-	7,279
合計			623	6,383	0	1,544	9,450	116,469

- 産業技術センター独法化の運営方針(案) - 概要

試験研究機関の役割

技術力に基づいて地域の課題を解決する機関
地域の技術的発展を目指して「県内企業に役に立つ研究開発」を戦略的に進め、技術支援等を促進する機能

〔県内企業が産業技術センターに望む姿〕

産業技術センターに対して、技術相談・依頼試験、機器利用、研究開発、人材育成、情報提供の全ての分野において期待
研究開発については、研究成果の企業への落とし込みが重要

研究開発について

〔基本的な考え方〕

研究課題の設定には、県内企業や業界に落とし込める内容であること、成果を展開できるものであること。

〔具体的な研究開発分野〕

クリスタル・コリドール
(液晶等)、
スマートコリドール
(食品開発)

ライフサイエンス分野
製造技術分野
ナノテクノロジー材料分野
エネルギー分野

2つの戦略目標

- ・産業活力の強化(技術の集積化・高度化)
- ・県民生活の安全・安心、環境保全の実現

3つの課題

- ・知的創造型社会の推進
- ・活力ある長寿社会の実現
(鳥取県らしい開発課題)
- ・安全・安心な生活を支えるシステムの構築

技術支援、依頼試験・機器利用等について

技術支援

企業と産業技術センターを結ぶ窓口

依頼試験

信頼のおける機関の試験分析が必要

機器利用

企業単独では購入できない高価で有用な機器をセンターに導入し開放

運営に当たっての新たな展開

明確な方向性を持った管理運営体制の構築

行政サービスの効率性の向上

研究開発に重点を移した業務運営の推進

独法化の企業への説明状況

訪問機関： 団体組合 11、主要企業 23 計34機関

意見の概要

組織	企業でも社員のモチベーションを高めるのは重要 評価制度を導入して、職員のモチベーションを上げることは賛成	研究開発	先端技術より、現場的なすぐ役立つ研究をお願いしたい 我々企業は、開発しただけではだめで儲けてはじめて成功
役割	技術者のレベルアップが重要であり、その面での支援をして欲しい 企業に対する技術力強化を 図って欲しい	機器利用 設備整備	企業に導入しにくい機器の整備を今後ともお願いしたい ちょっとした技術相談、指導が手続き的に面倒にならないように
目標	企業の支援に立った目標をお願いしたい 評価として数値目標があるが、企業支援という観点で数値に出てこないサービスを	技術相談 の有料化	独法化になればメッキ施設などは有料化にならないか 決められたルールのもとでの有料化であれば問題はない

中期目標策定に当たっての基本的考え方

県内企業は、アジア諸国企業との競争激化等を背景に、生き残りを賭けた独自技術開発等の必要性に迫られているが、人材育成や製品の高付加価値化などの面で課題を抱えており、県内唯一の技術支援機関である産業技術センター(以下「センター」という。)は、高度化かつ迅速化した技術支援が求められている。今後、産業の「自立化」と「高付加価値化」を促進していくためには、センターが従来の支援機能を強化することはもとより、企業や、経営支援機関及び大学など関係機関との連携強化に向け、強いリーダーシップを発揮し、製品・技術開発から技術支援・産業人材育成、さらには事業化に至るまでのトータル支援機能を構築・強化していかなければならない。

そこで、鳥取県は、県内製造業の「付加価値額」及び「付加価値生産性」の向上に向け、センターに対して、以下に示す中期目標を指示するものである。

中期目標の期間

平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年間)

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援機能の強化

「共同研究・受託研究」の実施に当たっては、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進するとともに、新事業創出に向けたシーズ開発にも取り組むこと。

(取り組むべき具体的な研究開発分野:「液晶等関連分野」、「食品開発分野」、「ライフサイエンス分野」、「製造技術分野」、「ナノテクノロジー・材料分野」、「環境・エネルギー分野」)

職員の技術力向上、必要な研究員の採用等による企業からの技術相談への対応強化。

(個々の職員が技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。)

企業ニーズの高い「技術支援・依頼試験・機器利用」の利便性向上。

(機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大等)

起業化に向けた技術・施設面での支援機能向上。

(インキュベーション施設の積極的活用 等)

2 実践的産業人材の育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。なお、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

(国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ、企業ニーズに応じて現地研修を行うなど、サービス拡充に努めること。)

3 戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携強化により、付加価値の高い新事業を創出すること。

「鳥取クリスタル・コリドール構想」:シャープ米子(株)など液晶関連企業を中心とした戦略
「健・食・知スマート・コリドール構想」:健康・食品・研究に関わる戦略

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めること。

(知的財産マネジメントサイクルの確立)

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

市場動向を把握しながら商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)支援強化。

一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、「地域ブランド育成」を意識した技術支援。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、実績に重きを置いたスピード感のある組織運営を行うこと。

(企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門人材の確保や組織運営の見直し、及び資金や人材の重点投入 等)

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

自主財源の確保など市場原理に基づくサービス提供を実施すること。

外部競争的資金確保に向けたコーディネート機能を向上させるとともに、産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。

(理事長報酬については知事評価を併せて反映。)

職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、その結果を具体的な給与決定、人員配置に反映させること。なお、評価基準等は予め明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

財務内容の改善に関する事項

競争的資金等の外部資金の増加とともに、試験機器の開放等により自主財源の確保に努めること。なお、知的財産権による実施料収入の職員への配分ルールについては、職員の研究開発へのインセンティブを損なわないようなルール設定とすること。

運営交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比 %の経費削減を行うこと。

(業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。)

その他業務運営に関する重要事項

「コンプライアンス体制の確立と徹底」

- ・情報セキュリティ管理と情報公開の徹底
- ・労働安全衛生管理の徹底
- ・社会貢献意識の徹底 等

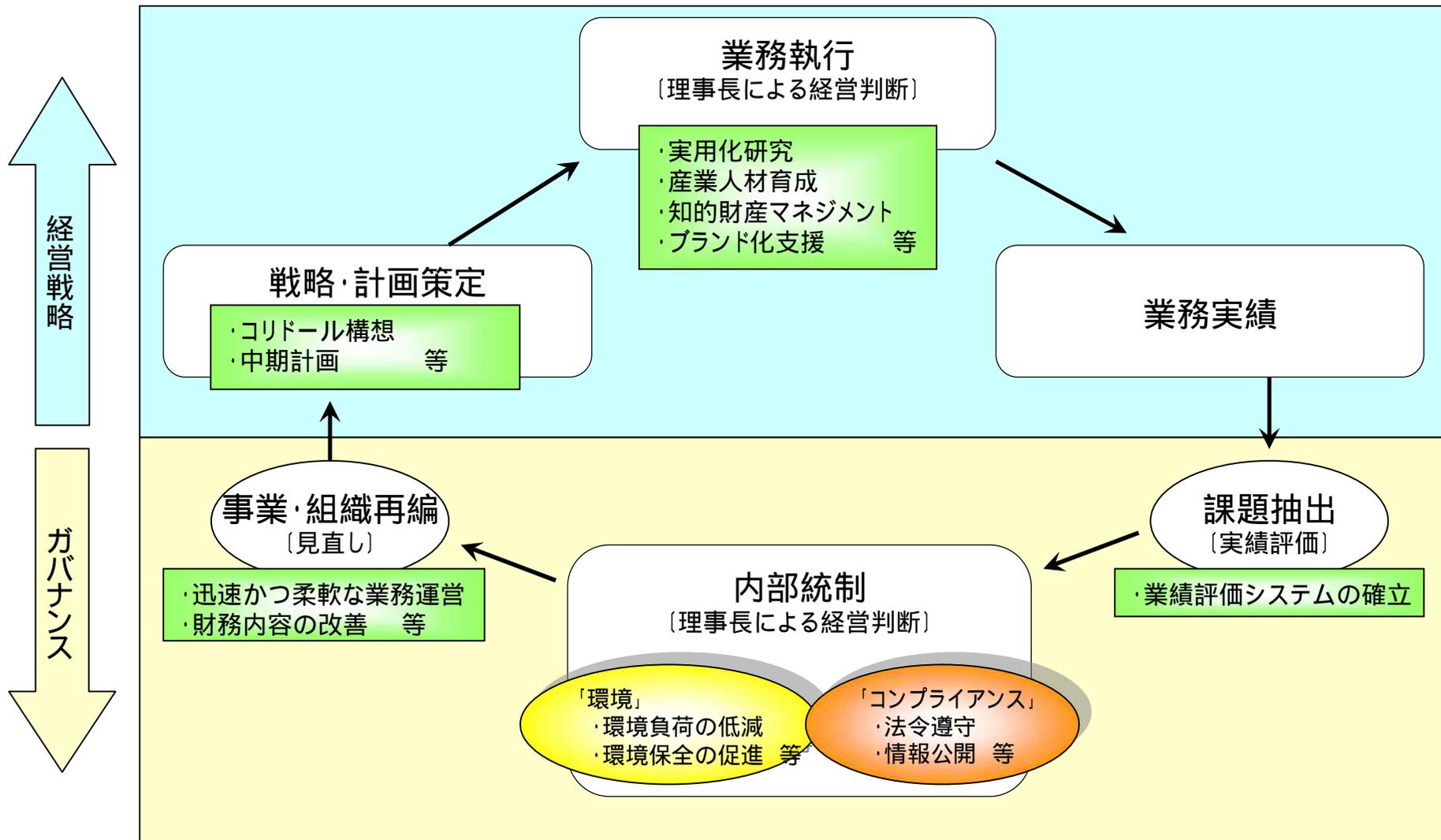
「環境負荷の低減と環境保全の促進」

- ・リサイクル及び省エネルギーの促進
- ・環境マネジメント(ISO14001)の着実な実施 等

事業実施に当たっては、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民に対する説明責任」を果たすこと。

〔参考〕法人化後のセンターにおける活動の基本理念

資料7-1



中期目標策定に当たっての基本的考え方

県内企業は、アジア諸国企業との競争激化等を背景に、生き残りを賭けた独自技術開発等の必要性に迫られているが、人材育成や製品の高付加価値化などの面で課題を抱えており、県内唯一の技術支援機関である産業技術センター(以下「センター」という。)は、高度化かつ迅速化した技術支援が求められている。今後、産業の「自立化」と「高付加価値化」を促進していくためには、センターが従来の支援機能を強化することはもとより、企業や、経営支援機関及び大学など関係機関との連携強化に向け、強いリーダーシップを発揮し、製品・技術開発から技術支援・産業人材育成、さらには事業化に至るまでのトータル支援機能を構築・強化していかなければならない。

センターへのミッション

以下事業実施、業務運営の達成により、県内製造業及び関連産業の

・「付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)」

・「付加価値率(付加価値額/県内生産額)」

を向上させること。(付加価値は「企業利益」増大の源泉となる「人」と「技術」の両輪から創出)

中期目標の期間

平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年間)

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援機能の強化

「共同研究・受託研究」の実施に当たっては、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進するとともに、新事業創出に向けたシーズ開発にも取組むこと。
(取り組むべき具体的な研究開発分野:「液晶等関連分野」、「食品開発分野」、「ライフサイエンス分野」、「製造技術分野」、「ナノテクノロジー・材料分野」、「環境・エネルギー分野」)

職員の技術力向上、必要な研究員の採用等による企業からの技術相談への対応強化。

(個々の職員が技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。)

企業ニーズの高い「技術支援・依頼試験・機器利用」の利便性向上。

(機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大等)

起業化に向けた技術・施設面での支援機能向上。

(インキュベーション施設の積極的活用等)

2 実践的産業人材の育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取組むこと。なお、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

(国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ、企業ニーズに応じて現地研修を行うなど、サービス拡充に努めること。)

3 戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点を構築すること。

「鳥取クリスタル・コリドール構想」:液晶関連企業を中心とした戦略

「健・食・知スマート・コリドール構想」:健康・食品・研究に関わる戦略

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めること。

(知的財産マネジメントサイクルの確立)

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

市場動向を把握しながら商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)支援強化。

一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、「地域ブランド育成」を意識した技術支援。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、実績に重きを置いたスピード感のある組織運営を行うこと。

(企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門人材の確保や組織運営の見直し、及び資金や人材の重点投入 等)

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

自主財源の確保など市場原理に基づくサービス提供を実施すること。

外部競争的資金確保に向けたコーディネート機能を向上させるとともに、産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。

(理事長報酬については知事評価を併せて反映。)

職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、その結果を具体的な給与決定、人員配置に反映させること。なお、評価基準等は予め明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

財務内容の改善に関する事項

競争的資金等の外部資金の増加とともに、試験機器の開放等により自主財源の確保に努めること。なお、知的財産権による実施料収入の職員への配分ルールについては、職員の研究開発へのインセンティブを損なわないようなルール設定とすること。

運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比 % の経費削減を行うこと。

(業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。)

その他業務運営に関する重要事項

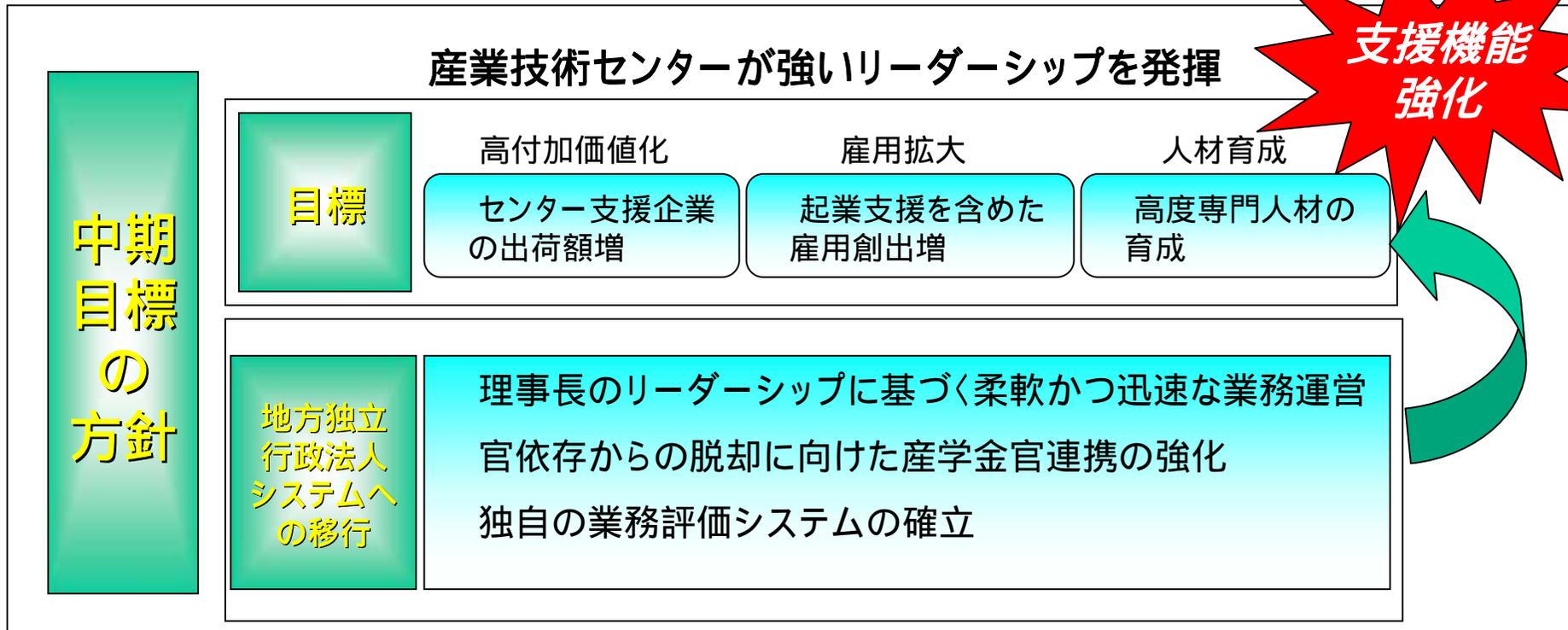
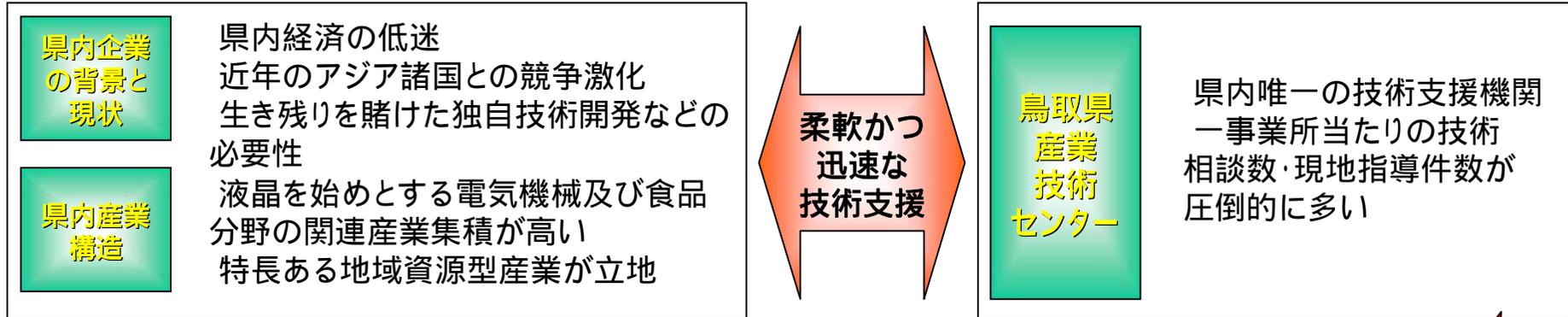
「コンプライアンス体制の確立と徹底」

- ・情報セキュリティ管理と情報公開の徹底
- ・労働安全衛生管理の徹底
- ・社会貢献意識の徹底 等

「環境負荷の低減と環境保全の促進」

- ・リサイクル及び省エネルギーの促進
- ・環境マネジメント(ISO14001)の着実な実施 等

事業実施に当たっては、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民に対する説明責任」を果たすこと。



中期計画の重点ポイント

期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの 4年間

業務の質の向上

技術支援・依頼試験

企業から技術支援への期待が多い
企業の強力なサポーターとして技術開発や事業化をバックアップ
質の高い対応、最新鋭の技術環境をもって飛躍的なサービス向上

サービス
向上

人材育成

液晶関連産業等の人材育成(製造中核人材育成事業)を行う
デザイン力育成事業を行う
組み込みシステム技術人材育成事業を行う

高度
人材

共同・受託研究

水産資源から機能性食品素材・食品の開発(都市エリア産学官
連携促進事業)等を行う
競争的資金による研究開発を積極的に導入する

研究
開発力

業務運営の改善効率化等

組織運営の改善

理事長が役職員と一体となった運営体制を構築して、意志決定
の迅速化と業務の効率化を積極的に進める

組織力

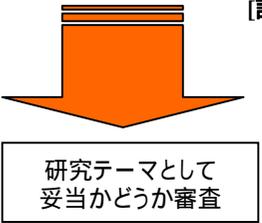
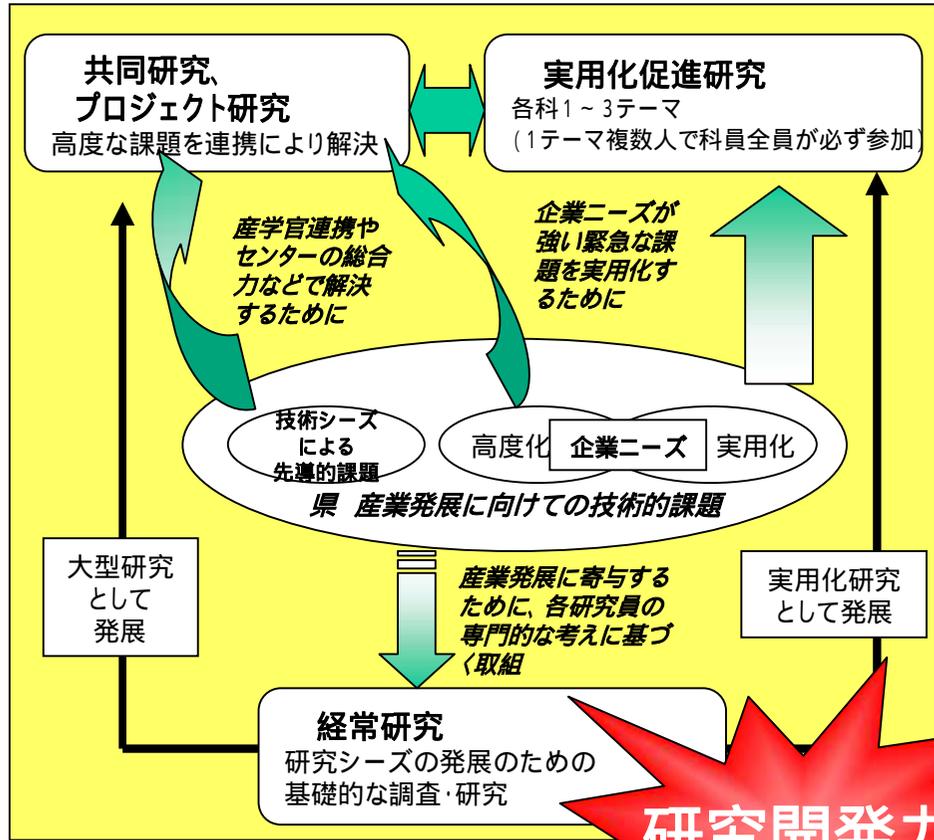
情報セキュリティとコンプライアンス

職務の遂行に当たって、守秘義務に基づき、またコンプライアンス
に気をつけ業務遂行する

公正性
中立性

企業ニーズに基づいた機動的な運営を目指して

鳥取県産業技術センターの研究開発体系



【説明者】
プロジェクトリーダー
科長
各研究員

研究審議委員会で
評価、
予算要求へ

鳥取県内産業に役に立つ研究開発

重点研究開発分野として推進 **集中化**

競争的資金による研究

都市エリア産学官連携促進事業(文部科学省)
・染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発(H18~H19)

地域新生コンソーシアム研究開発事業(経済産業省)
・MEMS技術を用いたモバイル用超小型2軸ジャイロセンサの開発(H18~H19)

産学連携製造中核人材育成事業(経済産業省)
・液晶ディスプレイ関連産業における中核的人材育成(H18~H19)

2鳥取県が進める分野地域資源

クリスタルコリドール(液晶関連産業等)
液晶をベースに複数の都市を有機的に結びつけて発展していく考え方、人材養成事業を実施

「健・知・食」スマートコリドール(食品開発分野)
疾病の予防や安全で豊かな食生活の確保など健康で安全な県民生活を実現するために重要な部分

地域資源活用型
鳥取県の持つ資源を活用した「鳥取らしさ」の促進

重点4分野

ライフサイエンス分野
少子高齢化社会において生活の豊さを実現

製造技術分野
もの作りにより技術の高度化・高付加価値化

ナノテクノロジー・材料分野
本県製造業の技術革新を先導

環境・エネルギー分野
環境問題、地球温暖化問題への対応

外部の競争的資金を積極的に取得

鳥取県経済政策の活動指針

～ 自立型経済への転換に向けて～

鳥取県の県民所得（平成15年度）

県民所得：1兆4,889億9,400万円
一人あたり 県民所得 **全国35位**（243万8千円）

きまって支給する給与（平成15年）

一人あたり きまって支給する給与 **全国47位**
（24万8千185円）

ミッション 県民所得の増加と効果的雇用の創出
県民所得の増加 ← **産業の高付加価値化・実践的人材の育成**
 [個人所得 + 企業の付加価値]

公的依存からの脱却	公的支出依存割合 鳥取県 8位 36.9% 全 国 22.8% (H15年度県民総支出の内)
地産他消への飛躍	移出割合 鳥取県 35位 52.3% 全 国 69.7% (H15年度県民総支出の内)

下請け型構造 素材移出型構造
 売上重視・低収益

高付加価値化
 収益性重視への
 転換が必要

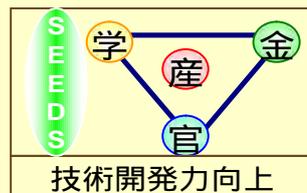
鳥取スタンダードからナショナルスタンダードへ
 （閉鎖型） リセットのタイミング （市場型）

産学金官連携による技術開発から
 販路開拓まで一貫した取り組みを推進

- ・企業・大学・公設試・金融の知見を連携
- ・実践的な若手研究者交流によるシーズの起こし
- ・消費者ニーズを踏まえたマーケティング、販路開拓の強化によるそれらを前提にしたシーズ開発
- ・商店街における個店の魅力アップ「殿様商売脱却」
- ・鳥取県の特性を活かして研究分野に効率的資金投入
- ・「デザイン」の視点を多面的に機能

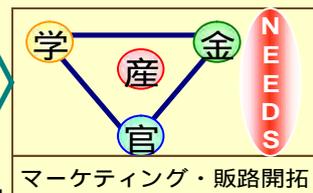
県内企業の
 創出・育成

高度な能力開発促進



「知の地域づくり」 → 知的財産創造条例(18.4~)

コーディネイトが不十分
 技術経営人材の育成(MOT)
 産学金官連携の重畳的發展



企業誘致推進

本県の特性を踏まえた積極的な企業誘致を推進

- 【鳥取クリスタル・コリドール構想】(液晶産業を核に)
- 【「健・食・知」スマート・コリドール構想】(食品産業を核に)

【特性】 小さい県(絶対的企業数が少ない)
 電機・電子・食品加工等の集積が高い
 良好な自然環境が維持されている
 環日本海の窓口(境港の拠点性向上)

海外展開支援

海外のマーケットにチャレンジするやる気ある企業をサポート

- ・東部・西部に貿易支援機関を集約化、企業ニーズに応じた支援を実施
- ・中国のWTO加盟、FTAの進展などボーダレス化をビジネスチャンスに
- ・旺盛な物流により境港を環日本海窓口の拠点に(港湾・空港)

時代背景に各致した施策転換
 中身の凝縮した自立した経済

少子高齢化
 人口減

国際化・
 ボーダレス化

IT化

豊かさへの連鎖
 人材流入 技術流入
 人材流出 情報発信
 自立

好循環への大きな流れをつくるとき

今後の方針

企業の状況把握（現場主義）を行い、総合的な戦略づくりにフィードバック
 一万人雇用創出

- 企業の自立化を強力にバックアップ（産業支援機関のワンストップ化・産学金官連携の目利き融資）
- 県の特性を生かした企業誘致・創業・育成
- 本県の基盤産業である電機・電子・食品加工等の製造業の集積・発展
- 高付加価値化のための県内企業の連携強化、ブランド化（製品化）など実践的に支援
- 鳥取型ビジネスモデル（成功事例）の情報発信
- 若者・中高年・障害者へのきめ細かい就業サポート（ミスマッチの解消等）・産業界の要請に応える
- 高度人材育成

Mission! Passion! Action!

作成：鳥取県商工労働部 2006.8.25改訂

新たな時代に対応する実践的人材の育成・確保

関係法令

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4）財務内容の改善に関する事項

（5）その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合

的な評定をして、行わなければならない。

3 第 28 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第 3 1 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務諸表等)

第 3 4 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 99 条第 8 号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第 2 項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第 4 0 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、第 1 項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前 2 項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見

を聴かなければならない。

- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

- 第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- （2） その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第 7 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第 9 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第 10 条 法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財産は、予定価格 (適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額) が 7,000 万円以上の不動産 (土地については、その面積が 1 件 2 万平方メートル以上のものに限る。) 若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

鳥取県情報公開条例（平成18年鳥取県条例第61号）（抄）

（開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4）公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（5）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は

事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第8条第1項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針(平成12年鳥取県告示第218号)

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(以下「公開条例」という。)第37条第2項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって4により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が3の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に3の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該3の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を県民室並びに中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局(以下「県民室等」という。)で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ(以下「とりネット」という。)への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時
- (3) 開催の場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開(一部非公開を含む。)の別及び非公開の場合にあっては、その理由

- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問い合わせ先

7 会議録及び会議資料の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を県民室等及び担当課で閲覧に供するとともに、会議録をとりネットに掲載するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、法令等の規定により公開できない情報及び公開条例第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録の概要を公開しなければならない。

8 審議会等調書の作成及び公開

- (1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料(以下「審議会等調書」という。)を作成し、同月15日までに総務部長に提出しなければならない。
- (2) 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により提出された審議会等調書は、県民室等で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 施行期日

この指針は、平成12年4月1日から施行する。